

千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、保育士等の宿舎の借り上げを行う保育施設等の運営事業者に対し、借り上げに係る費用の一部の補助を行うことにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を図ることを目的とする。
- 2 千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金の交付については、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 保育施設等

国及び地方公共団体以外の者が運営する次の各項に掲げる施設、学校及び事業所をいう。

- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所
- イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- ウ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所
- エ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所
- オ 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所
- カ 国が定める待機児童解消加速化プランによる認可外保育施設
- キ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、厚生労働省の定める企業主導型保育事業費補助金実施要綱に基づき企業主導型保育事業を行う施設

(2) 保育士等 保育士、保健師、看護師及び准看護師をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、本市内で保育施設等を運営し、次条に規定する補助対象保育士等を雇用するとともに、第5条に規定する補助対象施設を借り上げ、これに当該保育士等を居住させている事業者（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助対象保育士等の要件)

第4条 補助対象保育士等は、補助事業者の運営する保育施設等に勤務する保育士等であって、原則として本市内に所在する宿舎に入居している者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 常勤保育士等（1日6時間以上かつ月20日以上常態的に勤務する者をいう。）であること。
- (2) 雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、7年目の会計年度末までの者であること。ただし、事業を実施する年度の前年度及び前々年度の1月の職業安定業務統計において、本市を管轄

する職業安定所の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の会計年度においては、雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、5年目の会計年度末までの者であること。

なお、令和5年度に限り、本事業の対象者に、次の者を加える。

- ア 雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、8年目の会計年度末までの者であって、令和5年3月31日時点において本事業の対象であった者。
 - イ 雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、9年目の会計年度末までの者であって、令和4年3月31日時点から継続して、令和5年3月31日時点において本事業の対象であった者。
 - ウ 雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、10年目の会計年度末までの者であって、令和3年3月31日時点から継続して、令和5年3月31日時点において本事業の対象であった者。
- (3) 本人及び同居者が住宅手当その他これに類する手当を受けていないこと。
 - (4) 平成24年度以前に補助事業者が借り上げる宿舎に入居していないこと。
 - (5) 雇用主の宿舎を正当な理由なく転居したことがないこと。

(補助対象施設の要件)

第5条 補助対象施設は、補助事業者が補助対象保育士等の宿舎として借り上げ、補助対象保育士等が現に居住している施設とする。ただし、補助事業者又は補助事業者の利害関係者が所有する施設を除く。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助対象施設に係る当該年度における費用で、賃借料、共益費（管理費）、礼金及び更新料（以下「賃借料等」という。）
- (2) その他市長が補助対象施設の借り上げのために必要と認める経費

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、補助対象経費に4分の3を乗じた額（100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。ただし、1戸当たり月額47,250円（補助対象保育士のうち令和元年度から引き続き令和4年度において本事業の対象者であって、令和5年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居し、かつ、同じ補助事業者には雇用されている場合においては、61,500円）を限度とする。

- 2 補助事業者が補助対象保育士等から賃借料等の一部を徴収している場合は、当該徴収額を補助対象経費から控除するものとする。
- 3 補助対象経費のうち補助対象保育士等を居住させている日数が1か月に満たない場合は日割り計算するものとし、日割り計算した額（小数点以下を切り捨てるものとする。）と補助事業者が支払った賃借料等の額のうち低い額を補助対象経費とする。
- 4 賃貸借契約時に支払った礼金及び更新料については、契約期間の月数で除して得た額を、各月の補助対象経費に計上することができるものとする。
- 5 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度額とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年5月末日（年度途中において、保育士等を宿舎に入居させた年度にあつては、当該保育士等を宿舎に入居させた日の属する月の末日）までに、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業計画書（様式第2号）
- (3) 千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業収支予算書（様式第3号）
- (4) 不動産賃貸借契約書の写し
- (5) 補助対象保育士等に係る雇用証明書（雇用開始日及び就業場所が記載されているものに限る。）
- (6) 補助対象保育士等の保育士証等の写し
- (7) 誓約書（様式第4号）
- (8) 入居保育士等の住民票の写し

(交付決定)

第9条 市長は前条に掲げる書類の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認められる場合には、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者へ通知するものとする。

2 市長は前条に掲げる書類を審査し、適当と認められない場合には、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者へ通知するものとする。

(変更申請)

第10条 前条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた申請者は、第8条に係る交付申請の内容を変更する場合には、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金変更交付申請書（様式第7号）により、変更申請を行わなければならない。

(変更決定)

第11条 市長は、前条の規定による変更申請を受けた場合は、補助事業の変更の目的及び当該申請に係る書類の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金変更承認通知書（様式第8号）により、申請者へ通知する。

2 市長は前条の規定による変更申請が不相当と認めたときは、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金変更不承認通知書（様式第9号）により、申請者へ通知する。

(事業の廃止又は中止)

第12条 事業の完了前に当該事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議が整ったときは、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金廃止（中止）承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項による申請があったときは、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金廃止（中止）承認通知書（様式第11号）により、通知することとする。

（事故報告）

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその状況を報告しなければならない。

2 市長は前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助事業者に対して書面により、適切な指示をしなければならない。

（状況報告）

第14条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況について、報告の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了、廃止又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金実績報告書（様式第12号）に必要な書類を添えて報告しなければならない。

（交付確定）

第16条 市長は前条の規定による実績報告を受けた場合で、当該実績報告に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助事業者に対し、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金確定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第17条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、速やかに千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出するものとする。

（概算払）

第18条 市長が補助事業の遂行のために必要と認める場合で、各四半期終了後7日以内に千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金分割払い請求書（様式第15号）に必要な書類を添えて報告し、事業実施内容が確認されたときは、事業完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

（決定の取消）

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- （2）補助金を当補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件又は法令に違

反したとき。

- 2 市長は前項の規定により交付決定を取り消したときは、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により、通知することとする。

（補助金の返還）

- 第20条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金返還命令書（様式第17号）による。

（関係書類の保存）

- 第21条 補助事業者は補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する市の会計年度終了後、5年間保管しておかなければならない。

（予算措置）

- 第22条 本事業は国の補助事業を利用し実施するため、国の補助事業が縮小、中止、又は廃止になった場合は、本事業も縮小、中止又は廃止となる場合がある。

（補則）

- 第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成28年7月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 改正前の様式により取り扱ったものは、改正後の相当の様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。